

平成26年5月13日  
消 防 庁

## 「消防学校における教育訓練に関する検討会」の開催

近年の複雑多様化する災害や救急業務、予防業務の高度化等を踏まえ、消防学校における消防職員の教育訓練内容や教育訓練に必要な施設・資機材等について検討を行うため、「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

## 1 主な検討項目

## (1) 消防学校における教育訓練内容について

各種教育訓練の内容について点検を実施し、教育訓練の充実や標準化など必要な見直しについて検討を行います。

## (2) 消防学校の施設・資機材等について

時代の変化、災害態様の多様化などを踏まえ、施設・資機材の充実やこれらを消防学校間で有効活用できる仕組みづくりなどについて検討を行います。

## (3) 消防学校の連携について

消防職員の教育訓練を効率的かつ効果的に行うため、消防学校間の連携方策について検討を行います。

## 2 開催要綱

別紙1のとおり

## 3 検討委員

別紙2のとおり

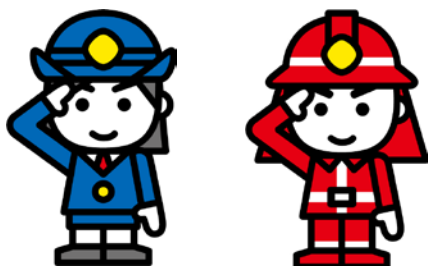
## 4 スケジュール

平成26年5月20日（火）14時から経済産業省別館114号会議室にて、第1回検討会を開催します。

なお、検討会は原則として公開としています。

（参考）

消防団員に係る「消防学校の教育訓練の基準」については、平成26年3月に一部改正済。



（連絡先）消防庁消防・救急課  
佐藤対策官・大河内係長  
電 話 03-5253-7522（直通）  
ファクシリ 03-5253-7532  
電子メール shokuin@soumu.go.jp

## 「消防学校における教育訓練に関する検討会」 開催要綱

## 1 目的

近年の災害の態様は、複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められている。

このような社会情勢の下、消防職員が適切に職務を遂行するためには知識、技術の向上が不可欠であり、その基礎となる消防学校等における教育のあり方を検討するとともに、消防学校における施設や資機材を充実させるなど、効率的・効果的な教育訓練を行う必要がある。

また、「消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）」は、平成 15 年度に抜本的な見直しが行われて以降、10 年が経過しており、現状を踏まえた見直しが必要となっている。

こうしたことから、消防職員への教育訓練を更に充実させることを目的として、必要な検討を行うことを目的とする。

## 2 検討項目

- (1) 消防学校における教育訓練内容について
- (2) 消防学校の施設・資機材等について
- (3) 消防学校の連携について

## 3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長は消防庁審議官とする。また、構成員は消防学校の関係者及び消防防災機関の関係者の中から消防庁長官が委嘱する。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

## 4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

## 5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

## 6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 消防学校における教育訓練に関する検討会構成員

(敬称略：五十音順)

## 【座 長】

武田 俊彦 消防庁審議官

## 【委 員】

石橋 一洋 千葉県消防学校 教務第二課長

奥田 博史 大阪府立消防学校 教務課長

落合 千尋 愛知県消防学校 教務課長

門倉 徹 消防大学校 副校長

河下 武史 堺市消防局 人事課長

川田 浩之 香川県消防学校 教頭

越川 善裕 札幌市消防学校 教務課長

庄慶 浩一 兵庫県広域防災センター 消防学校副校長兼総務部管理課長

辻 誠治 東京消防庁消防学校 教養課長

津田 和宏 京都市消防局 教養課長

宮川 淳一 横浜市消防訓練センター 教育課長

山村 孝正 熊本県消防学校 教務課長

渡邊 薫 宮城県消防学校 副校長